

那須ブランド推進委員会 第13回那須ブランド認定品募集

町のイメージアップや経済の発展、知名度の向上を図ることを目的として、第13回那須ブランド認定品の募集を開始します。

▼認定要件

- ・町で生産され、町の素材、名勝歴史等が活かされていること
- ・町を域外にアピールすることができること
- ・生産者、製造者のこだわりがあり、品質が確かであること

▼申請資格者

※次のいずれかに該当する者

①那須町商工会会員、②那須町森林組合員、③那須町観光協会会

員、④那須野農業協同組合・那須地区組合員、①～④の会員・組合員以外の者で那須ブランド認定委員会が認めた者

▼応募期間 1月31日(金)まで

※原則として、第1回～第12回認定品を含め1事業所1品目(種類)の認定になります。

▼登録料 1件1万円

※認定品の取扱い等、詳しくはお問い合わせください。

▼問合せ 那須ブランド推進委員会事務局(那須町商工会)

☎02331

✉nasu_net@shokokai-tochigi.or.jp

12月議会定例会 那須町野外研修センター設置、 管理及び使用料条例の廃止など 18議案を可決

令和元年第5回那須町議会定例会が11月29日から12月9日までの11日間開催され、18議案が可決されました。主な議案は次のとおりです。

【人事案件】

人権擁護委員の定数が1名増えたことに伴い、新たに人権擁護委員候補者として相澤恵子氏(法師畑)が、推薦されました。

【那須町野外研修センター設置、管理及び使用料条例の廃止】

昭和52年度に整備した那須町野外研修センターについては、施設の老朽化や町全体の公共施設の適正な維持管理の財源を確保する必要があることなどを考慮し、令和2年3月末をもって施設を廃止す

るものです。

【指定管理者の指定】

令和2年度からの那須町共同利用模範牧場の指定管理者については、引き続き「株式会社那須の農」が指定されました。

【補正予算】

台風19号により被災した道路、河川および農地等の災害復旧費を計上したほか、ふるさと那須町応援寄付金のお礼の品代に要する費用の増額や、那須スイミングドームの空調設備交換工事に要する費用などを令和元年度一般会計補正予算に計上しました。この結果、一般会計の総額は、13億6,980万円が追加され、140億3,450万円となりました。

太陽光発電設備を設置するには許可が必要な場合があります

令和元年10月1日から「那須町の自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例」が施行されました。

対象となる太陽光発電設備を設置する場合は、町長の許可または届出が必要となります。具体的な手続きや許可基準の内容については、町ホームページをご確認ください。

②抑制区域を含む地域では10kW以上、抑制区域外では50kW以上の太陽光発電設備で事業を行うおとすときは、町長の許可が必要となります。

③抑制区域外で10kW以上50kW未満の太陽光発電設備で事業を行うおとすときは、届出が必要となります。

▼条例の概要

①自然環境、魅力ある景観および安全安心な生活環境の保全のために必要と認められる区域を抑制区域として指定しています。

▼主な抑制区域

国立公園、県立公園、地域森林計画の森林の区域、農地、農用地区域、景観形成重点地区など

▼問合せ 環境課環境係

☎02877-6916

広域クリーンセンター大田原基幹的設備改良工事のお知らせ

大田原市と那須町の家庭から発生するごみは、近くのごみステーションで回収された後、「広域クリーンセンター大田原」(大田原市若草)に運ばれ、再資源化や焼却処分されています。

平成15年に稼働が始まった本施設も、16年が経過していることから、施設の機能保全と延命化を図る必要があります。また、温室効果ガスの削減と省エネルギーに努め、地球温暖化防止に寄与することを目的に、焼却熱による蒸気を有効利用した発電設備を設置します。今年度から令和3年度にわた

り工事を実施するため、通常のごみ処理ができませんので、皆さまにはより一層のごみの減量化に取り組んでいただきますようお願いいたします。

今後も、安全・安心な施設の稼働を目指し、ごみ焼却場の整備を進めていきます。

▼問合せ 那須地区広域行政事務組合広域クリーンセンター大田原

☎02877-202270

https://www.nasukoukior.jp/

